

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成塚中瀬線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>深谷市中瀬字伊勢島一二六六番五地先 から同市中瀬字向島一五四一番二地先 まで</p>	<p>深谷市中瀬字伊勢島一二六六番五地先 から同市中瀬字向島一五四一番四地先 まで</p>	区 間
<p>一二・一六〇 一六・三五</p>	<p>十二・〇〇〇 一五・六〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇七・四〇</p>	<p>一一八・四〇</p>	延 長 (メートル)
		備 考